

# 屋久島町建築物等木材利用促進方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定により、鹿児島県建築物等木材利用促進方針に即して「屋久島町建築物等木材利用促進方針」（以下「方針」という。）を策定するものである。

## 第 1 建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向

公共建築物のみならず、これまで木材利用が低位であった非住宅の建築物を含む建築物全体に木材利用を促進することは、地域社会の維持・発展に寄与する林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の発揮や炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に大きく貢献することとなる。

このため、町は、本方針に基づき率先して木材利用に努め、その取組状況や効果等について情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用促進の意義について町民の理解の醸成を効果的に図る。

また、民間建築物における木材利用が促進されるよう関係者との連携を緊密にし、木材の調達や支援措置等に関する情報提供など、木材利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

## 第 2 建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 公共建築物における木材利用の促進

町は、法第 5 条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、町が整備する公共建築物において、自ら率先して木材の利用に努める。

なお、町が整備する公共建築物とは、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館・公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎等をいう。

ただし、ここに記載以外の施設でも積極的に木材の利用が可能であればその利用に努めることとする。

### 2 建築物木材利用促進協定制度の活用

#### (1) 建築物木材利用促進協定の周知

町は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

#### (2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

### (3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

## 3 木材利用の促進の啓発

町は、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材利用の効果について積極的に町民への普及啓発を行う。

建築物における木材利用について広く町民の関心と理解を深めるため、特に木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において、関係団体等とも連携し木材利用に関する関連イベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施するものとする。

## 第3 町が整備する公共建築物等における木材利用の目標

町が整備する公共建築物等の木造化、内装等の木質化等を進めるに当たっては以下によるものとする。

### (1) 木造化の推進

町は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物については、原則として全て木造化を図るものとする。

### (2) 内装等の木質化の推進

町が整備する公共建築物については、可能な限り内装等の木質化を推進するものとする。

### (3) 木製品導入等の推進

町が整備する公共建築物において使用する机・椅子・書棚などの備品の整備に当たっては、可能な限り木製品の導入を推進するものとする。

また、町が調達する紙類・文具類等の消耗品については、間伐材等を使用した製品の購入に努めるものとする。

### (4) 公共土木事業における木材利用の推進

町が実施する公共土木事業については、可能な限り木材の利用を推進するものとする。

### (5) 町が補助する公共建築物等における木材利用の促進

町が行う公共建築物及び公共建築物以外の建築物等の整備への補助においては、(1)から(4)に準じて可能な限り木材が使用されるよう、事業主体に要請するものとする。

(注) 本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内

装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

#### **第4 その他建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項**

##### **(1) 相談窓口の設置**

建築物等における地域材の積極的な利用を促進するため、木材の利用と供給に関する相談窓口を庁内（産業振興課内）に設置する。

##### **(2) 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項**

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たり、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建築コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備に当たっては、建設コスト、維持管理及び解体・廃棄等のコストの低減も考慮し、これらを総合的に判断した上で地域材の利用に努めるものとする。

##### **(3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立**

建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

附則 この方針は、令和5年3月1日から適用する。